

平成26年度 第4回官民連携推進協議会(福岡) H27.2.20(金)

水道事業における官民連携について



厚生労働省 健康局 水道課
水道計画指導室長 高澤 哲也

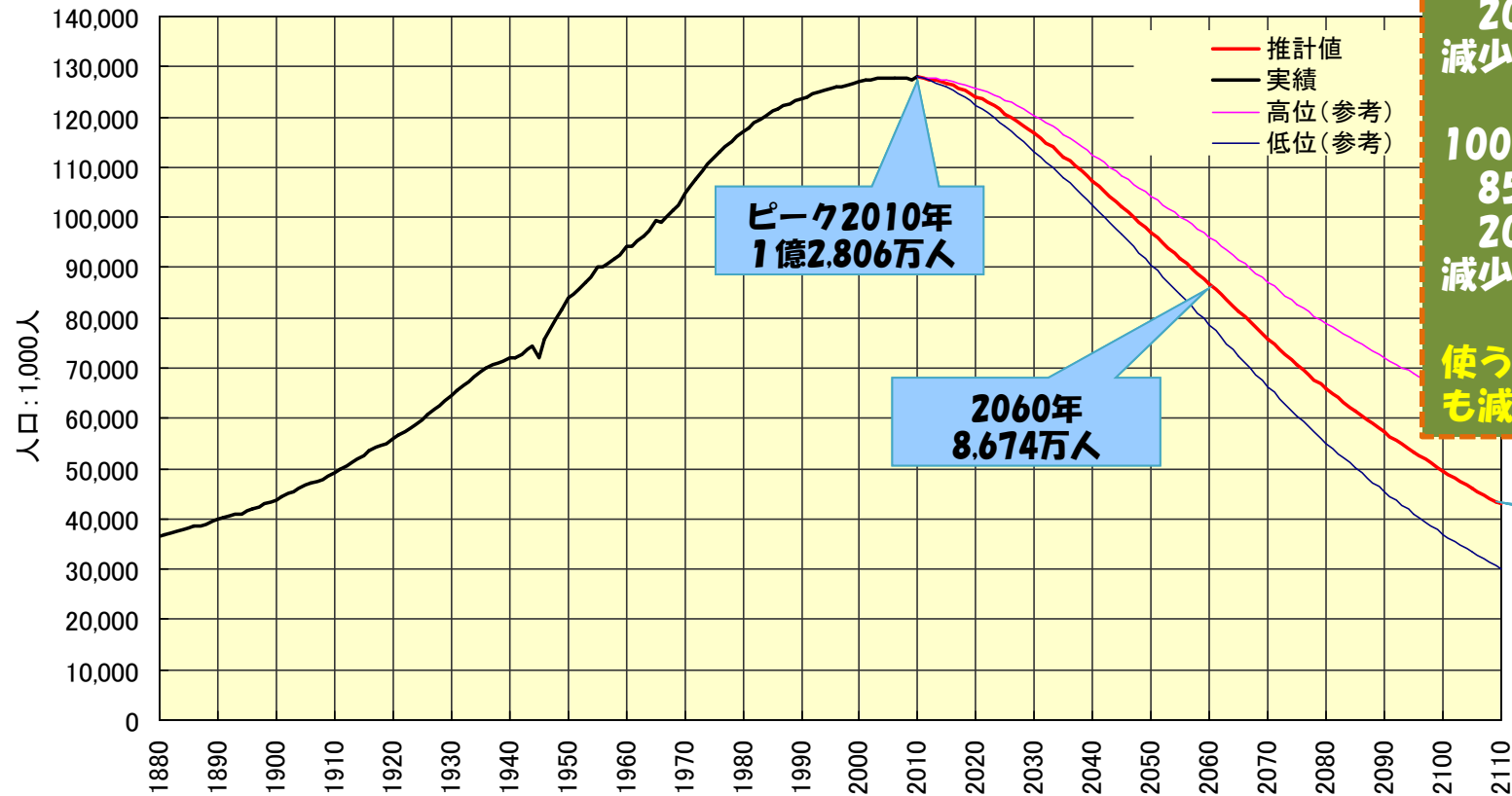
本日の内容

1. 水道事業が抱える主要課題
2. 新水道ビジョンと官民連携推進に関する
これまでの取り組み
3. PPP/PFI事業の現状及び国の動き
4. 水道関係予算
5. 水道事業の国際展開

水道事業が抱える主要課題

人口減少社会の到来

日本の将来推計人口



50年後は・・・
41百万人減
2010年の68%まで減少

100年後は・・・
85百万人減
2010年の33%まで減少

使う人が減れば給水量も減る。

2110年
4,286万人

年	2010	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080	2090	2100	2110
推計値 (千人)	128,057	124,100	116,618	107,276	97,076	86,737	75,904	65,875	57,269	49,591	42,860
高位(参考) (千人)	128,057	125,786	120,214	112,506	104,229	96,021	87,121	78,882	72,065	65,908	60,198
低位(参考) (千人)	128,057	122,385	113,183	102,350	90,564	78,563	66,300	55,112	45,455	37,041	30,142

実績値：大正8年以前は内閣統計局の推計による各年1月1日現在（明治5年は太陰暦正月末日現在）の日本国籍を有するものの人口である。大正9年以降は「国勢調査」及び「人口推計」による10月1日現在であり、昭和30年から45年までの各数値は沖縄県を除く。
推計値：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）の死亡中位仮定出生中位、高位(参考)：死亡低位仮定出生高位、低位(参考)：死亡高位仮定出生低位
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口の推計(平成24年1月推計)」

東日本大震災の教訓

〔全般〕

- **広範囲**に及ぶ被害、**長期**に渡る断水
- **津波**による被害、井戸の塩水化
- **放射性物質**による影響(水質への影響、浄水発生土)
- **計画停電**(自家発電設備の必要性、燃料の確保に苦慮)

〔管路〕

- 平均被害率は過去の大地震と比較すると小さい(津波の影響は除く)
- 用水供給事業の**大口徑管路**が被災し、断水期間が長期化
- 地盤変状が大きい箇所を中心に管路被害発生

〔構造物及び設備〕

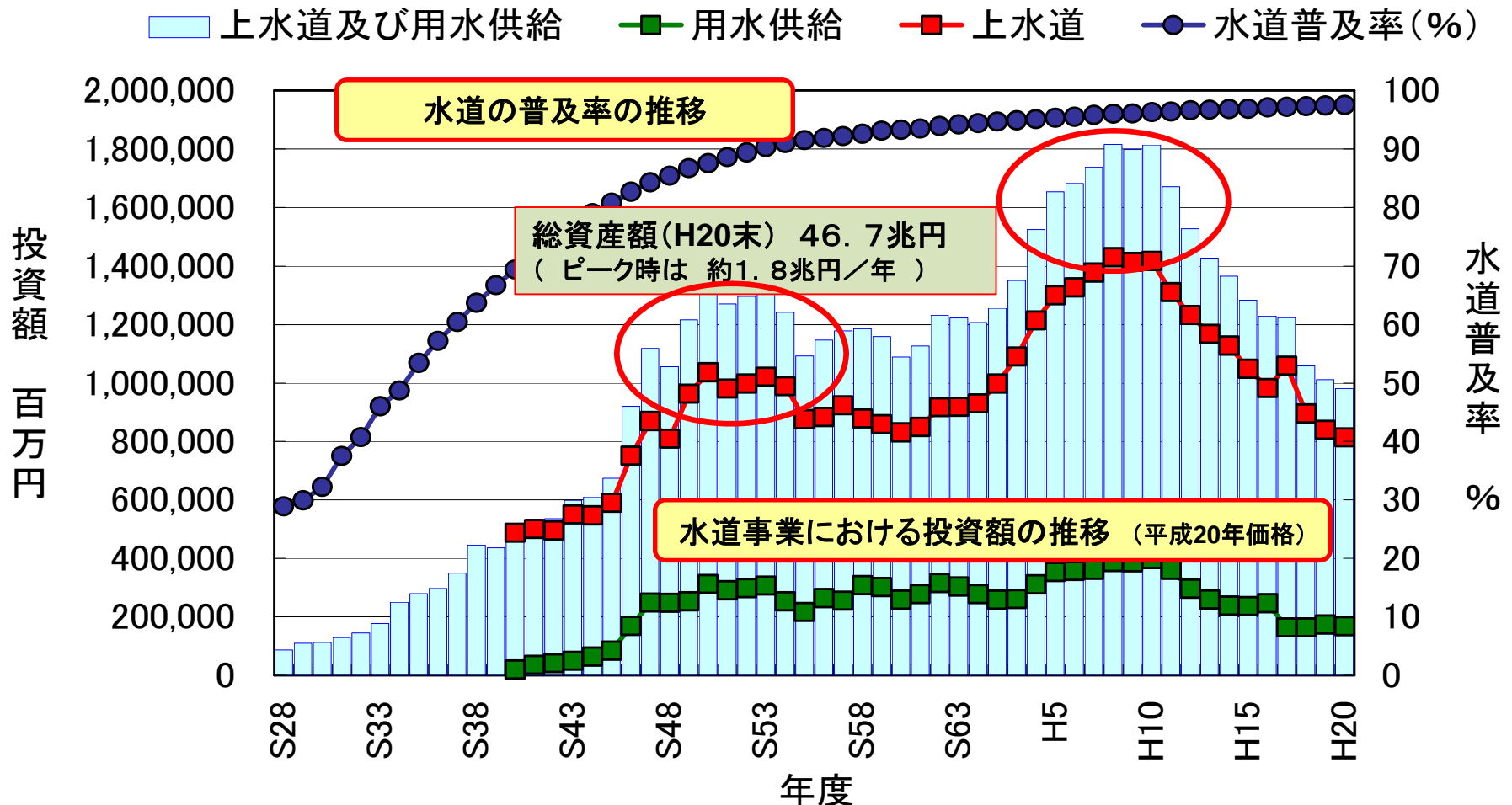
- 沿岸部での津波の被害
(施設の崩壊・流出、設備故障、**井戸の塩水化**)
- 沿岸部における**水管橋の流出**
- 耐震性の低い**塔状構造物の破損**
- **液状化**による被害



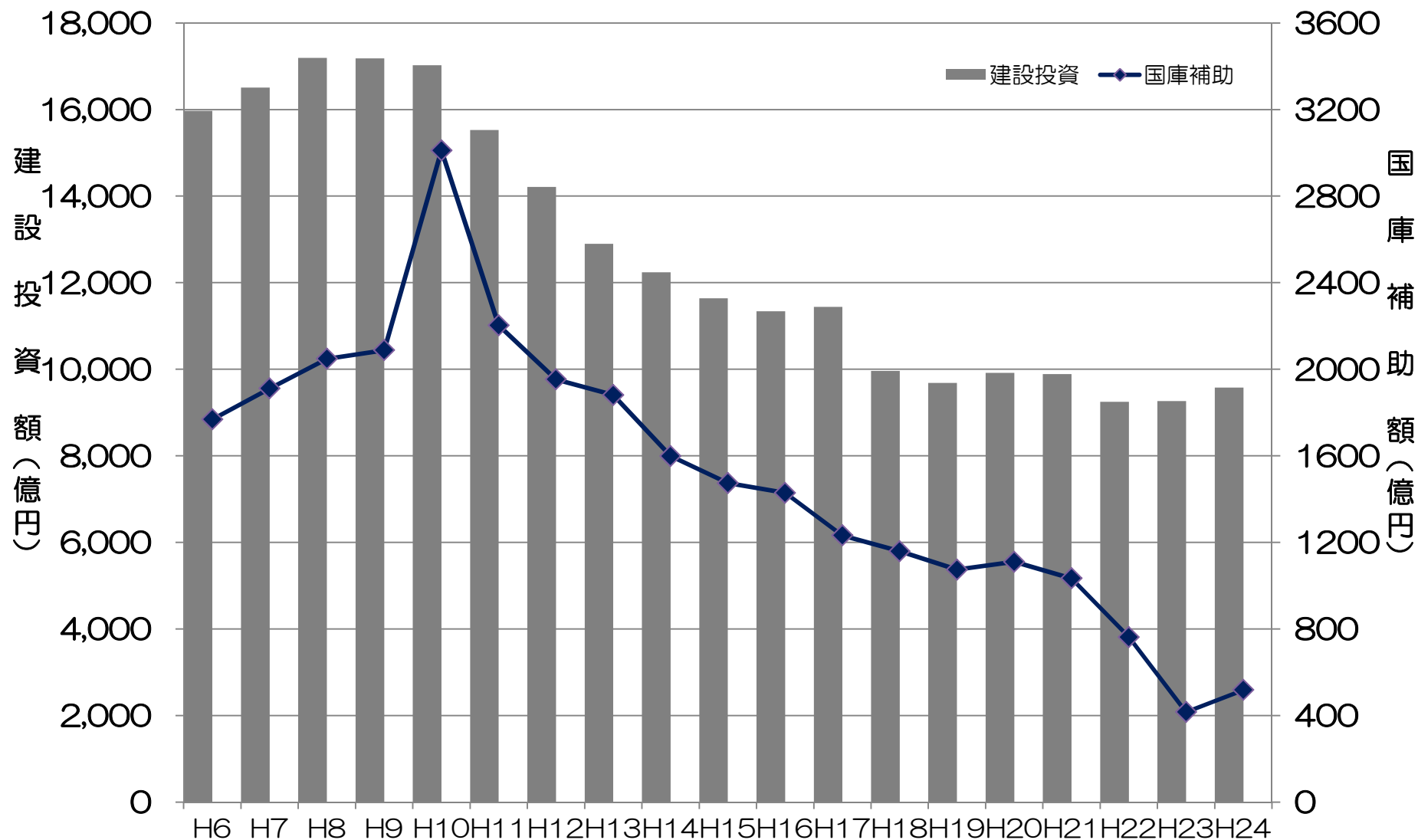
東日本大震災における継手離脱

水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、平成24年度末で97.7%（簡易水道含む。）
- 水道施設の総資産（H20末現在）は、46.7兆円と試算される（資産管理は上水道のみ。）
- 拡張時代に投資した水道の資産（特に整備のピーク期）の更新時期が到来し、今後、大量に更新時期を迎える。
- 更新費用を確保すべく料金収入による健全かつ安定的な事業運営がなされるよう取り組む必要がある。



水道施設の建設投資と国庫補助の推移



※国庫補助額：厚生労働省分+他府省分+補正

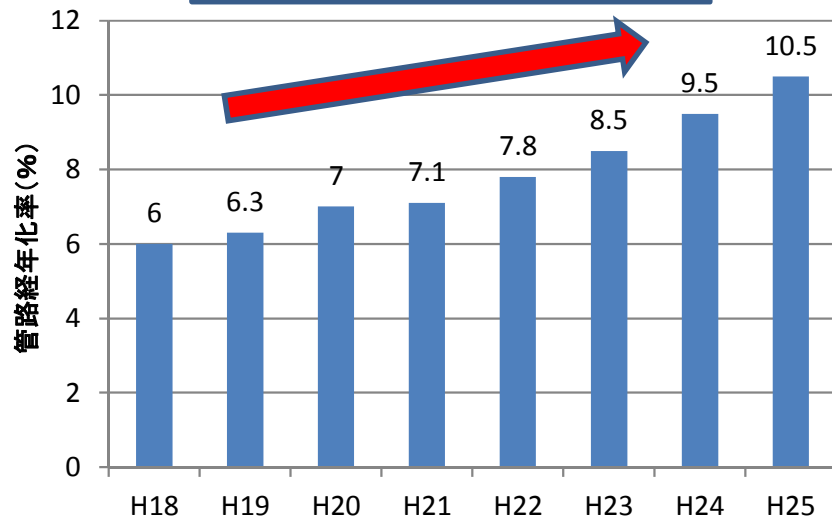
管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）**は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**

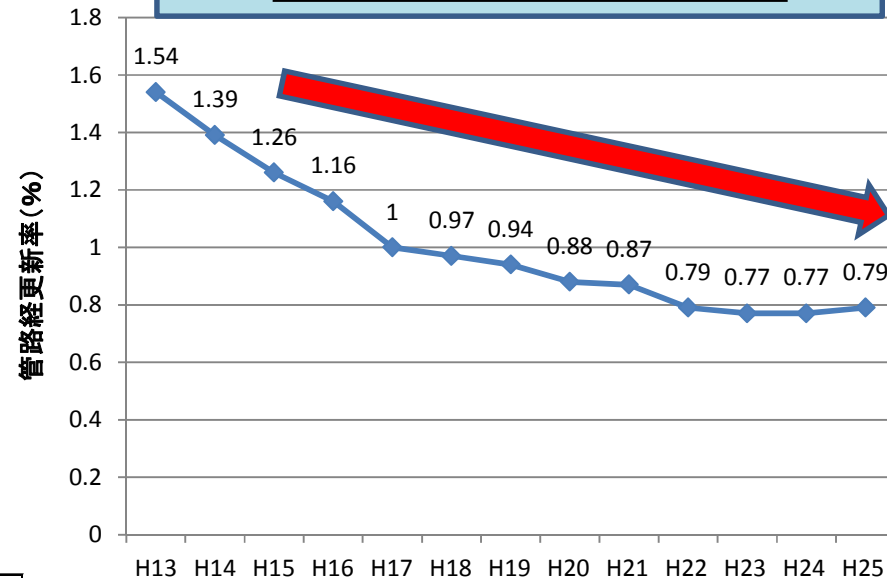


H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**

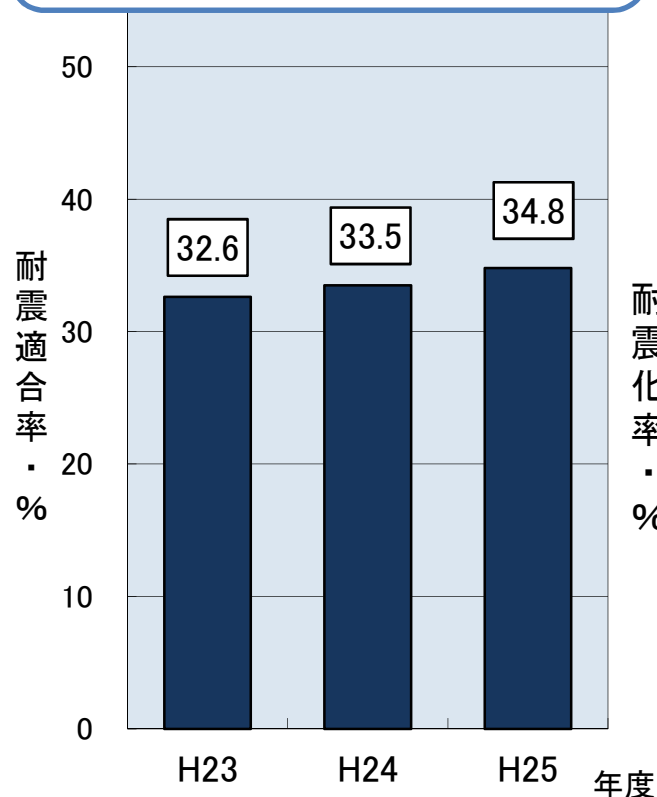


○H25年度の管路更新率0.79%から単純に計算すると、全ての**管路を更新するのに約130年かかると想定**される。

水道施設における耐震化の状況（平成25年度末）

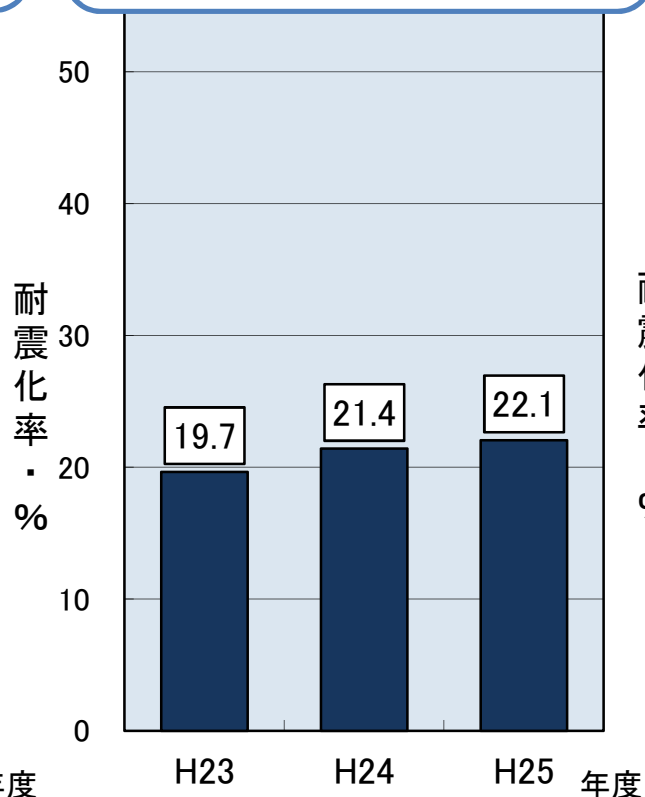
基幹管路

- 平成24年度から1.3ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



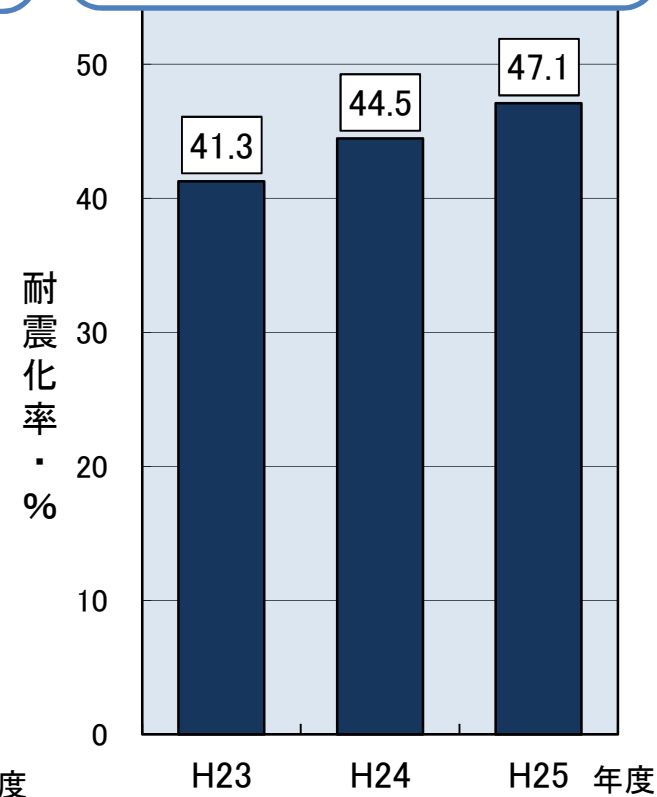
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



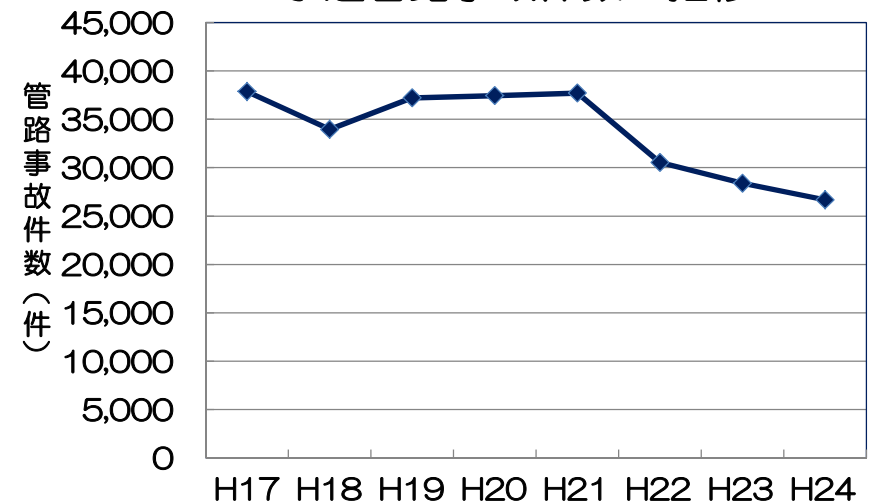
水道管路の事故について

水道管路の事故件数

	管路事故件数	給水管事故件数
平成24年度	26,666	251,377

※水道統計より
数値は上水道（用水供給含む）

水道管路事故件数の推移



街中での漏水事故（札幌市）



漏水による陥没事故（大分市）

水道管路の経年劣化



経年化による内面腐食



経年化による管体強度の低下



腐食性土壌による管体腐食



鋼管の局部腐食

※大阪市水道局より情報提供

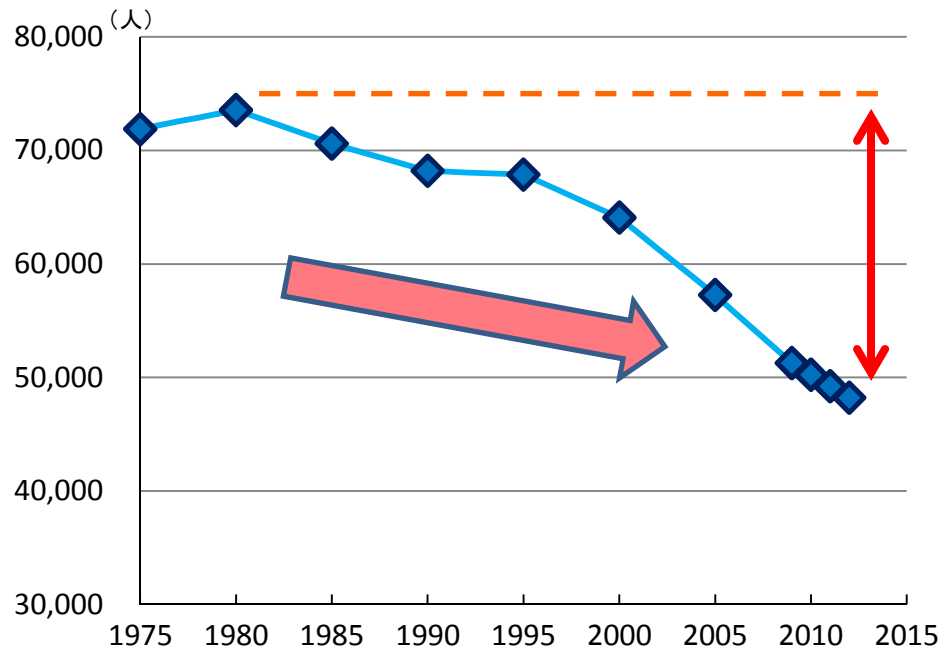
水道の運営基盤強化と水道技術の継承

- 水道事業に携わる職員数は、ピーク時と比べ、3割以上減少している。
- また、ベテラン職員(50才以上)が全体の約4割を占める一方、若手職員(35才以下)は約2割にとどまっており、水道技術の継承や人材の育成が課題となっている。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

水道事業における職員数の推移

職員数の減少

水道事業の職員数は約30年前に比べて3割強減少

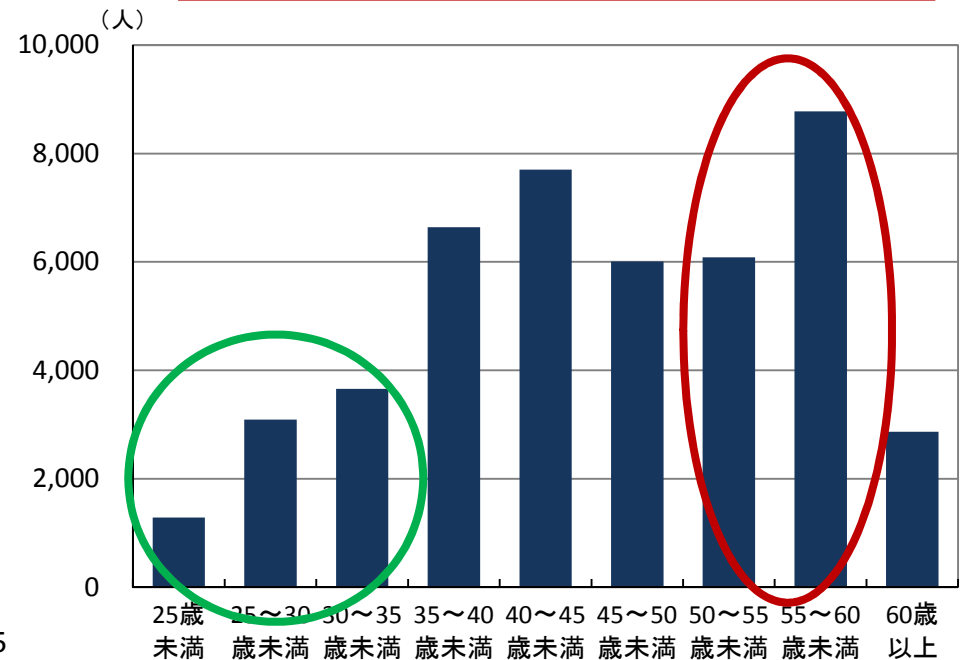


(出典) 水道統計 (年齢別職員数は平成24年度実績)

年齢別職員数

職員の高齢化

10年以内に約4割の職員が退職を迎える



新水道ビジョンと官民連携推進 に関するこれまでの取り組み

新水道ビジョン（平成25年3月公表）の推進

水道の理想像	安全	強靱	持続
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲める水道 ・適正な水質管理体制 ・統合的アプローチによる対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に対応できる水道 ・適切な施設更新、耐震化 ・被災してもしなやかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民から信頼され続ける水道 ・長期的に安定した事業基盤 ・人口減少社会を踏まえた対応
<p>○「挑戦」の意識・姿勢 ○関係者間の「連携」</p>			
当面の目標点	<p>水道関係者の連携により、全ての水道が安全な水を確保</p>	<p>全ての水道事業者が、最重要給水拠点に関する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了</p>	<p>全ての水道事業者が、資産管理（アセットマネジメント）を実施</p>
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な水源の保全と確保 ○ 水源に応じた水道施設の整備 ○ 浄水処理における水質管理 ○ 水質情報の需要への広報・周知体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全水道施設の耐震化を段階的に実施 ○ 災害時においても、必要最小限の供給を可能とするため、給水拠点となる施設の強化 ○ 災害時に関係者との連携による応急給水・応急復旧活動が展開できる給水手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設全体を細やかに管理・運営 ○ 老朽化施設の更新 ○ 持続的な経営に必要な財政基盤の強化 ○ 基幹的な業務に携わる専門性を有した職員の確保

官民連携に関するこれまでの国の取り組み

各種手引きの作成

厚生労働省では、水道事業者等による官民連携の普及・促進を図り、水道事業の運営基盤強化策に適切に活用されるよう、水道事業の官民連携に関する手引きとして、これまで以下に掲げる3つの手引きを策定・公表してきた。

- ・民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き（平成20年6月策定）
- ・第三者委託実施の手引き（平成19年11月策定、平成23年3月改訂）
- ・水道事業におけるPFI導入検討の手引き（平成19年11月策定）

これまで策定・公表してきた3種類の手引きを再編し、1冊にとりまとめた。



「水道事業における官民連携に関する手引き」(平成26年3月)

PFI導入の検討に際して、最新の情報・知見等をもとに、基本事項やコンセッションの導入に際して必要になると考えられる検討事項等について詳しく解説



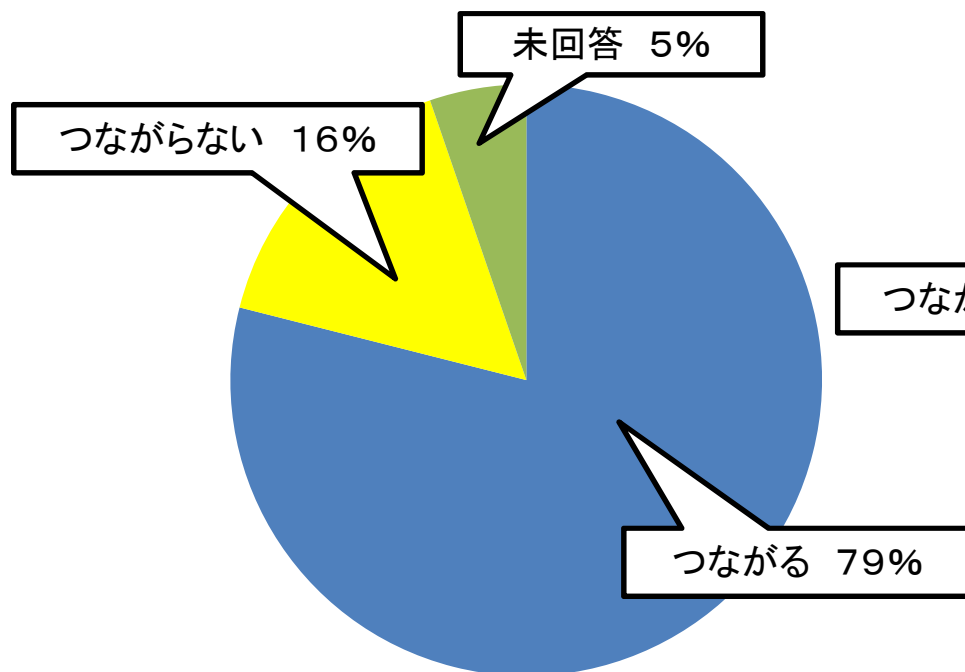
平成26年度第1回官民連携推進協議会

(H26.8.20 東京会場) アンケート結果①

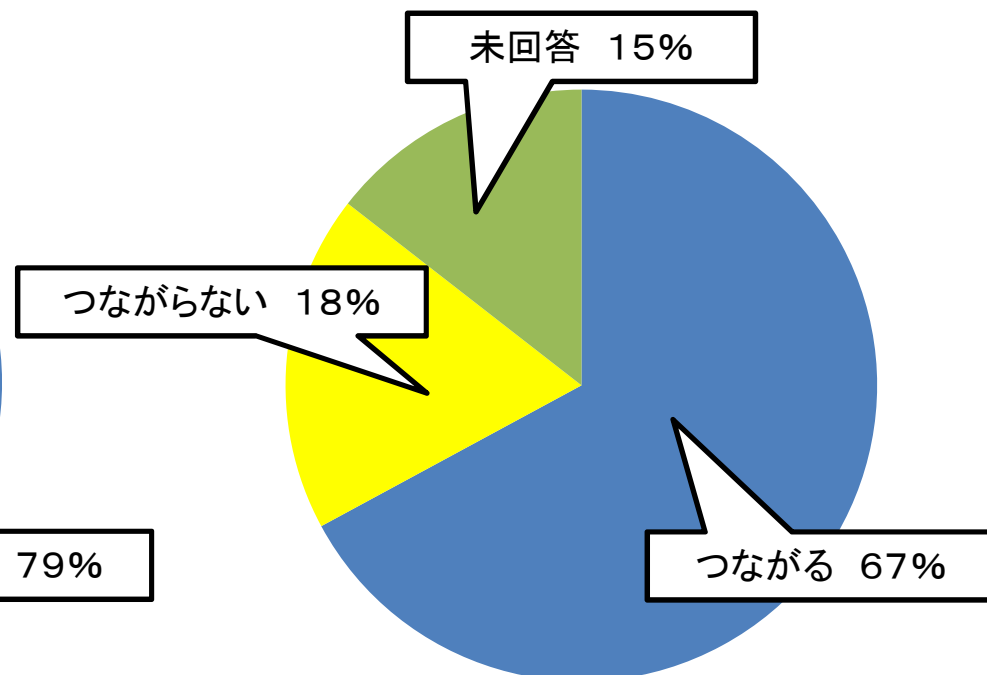
【参加人数 水道事業者等44名、民間事業者112名(48社)】

(質問) 今後の具体的なプロジェクトへの官民連携につながるとお考えですか？

水道事業者等(回答数N=38)



民間事業者(回答数N=76)



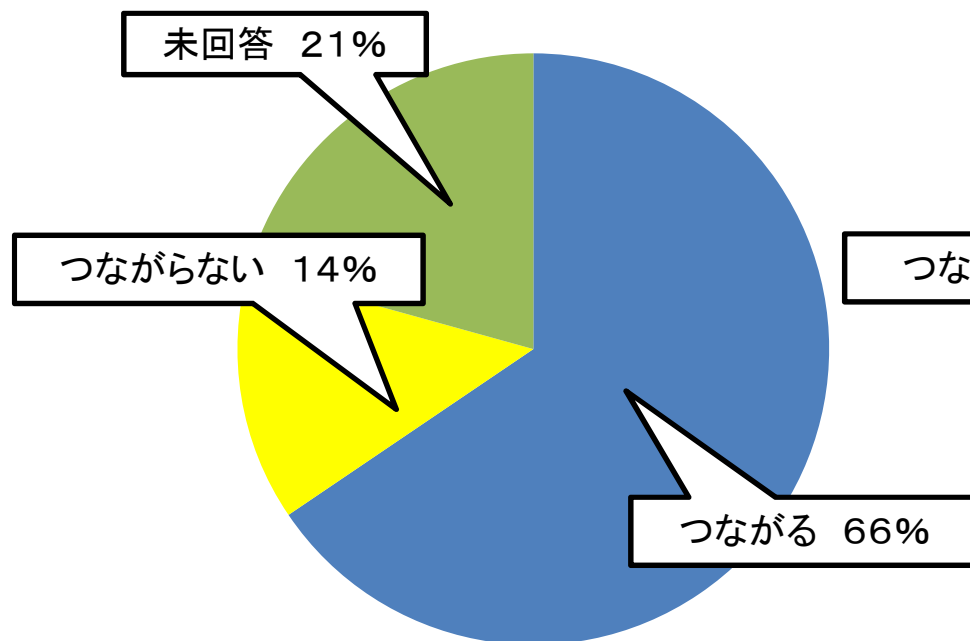
平成26年度第2回官民連携推進協議会

(H26.10.10 新潟会場) アンケート結果②

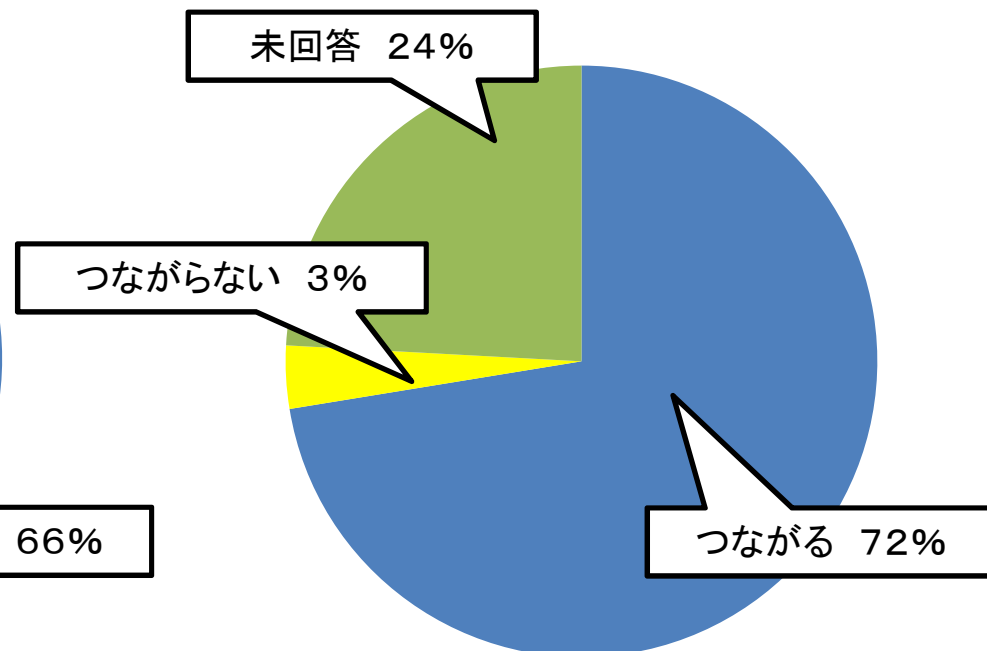
【参加人数 水道事業者等33名、民間事業者54名(24社)】

(質問) 今後の具体的なプロジェクトへの官民連携につながるとお考えですか？

水道事業者等(回答数N=29)



民間事業者(回答数N=29)



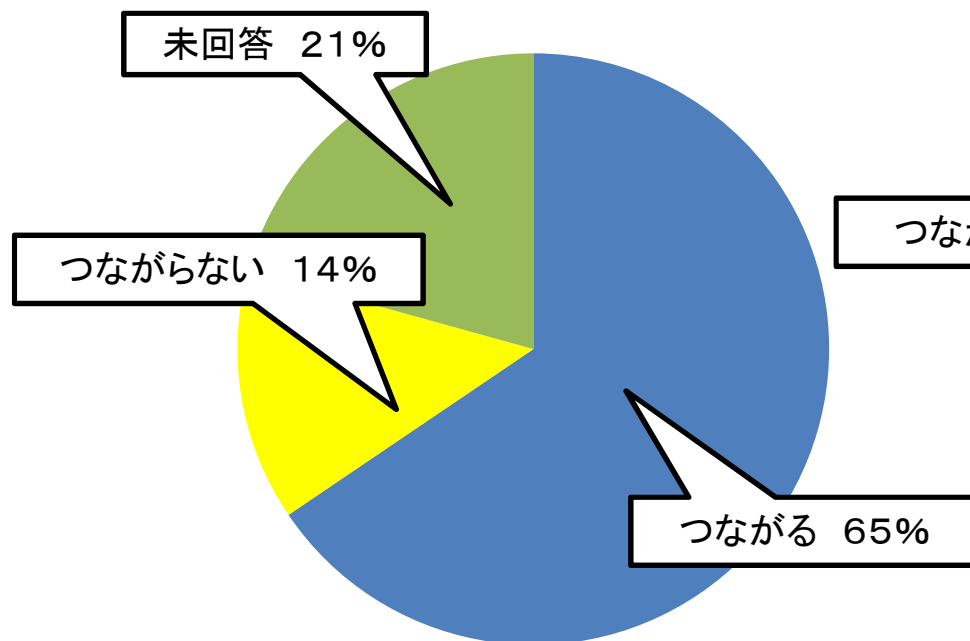
平成26年度第3回官民連携推進協議会

(H26.12.5 仙台会場) アンケート結果③

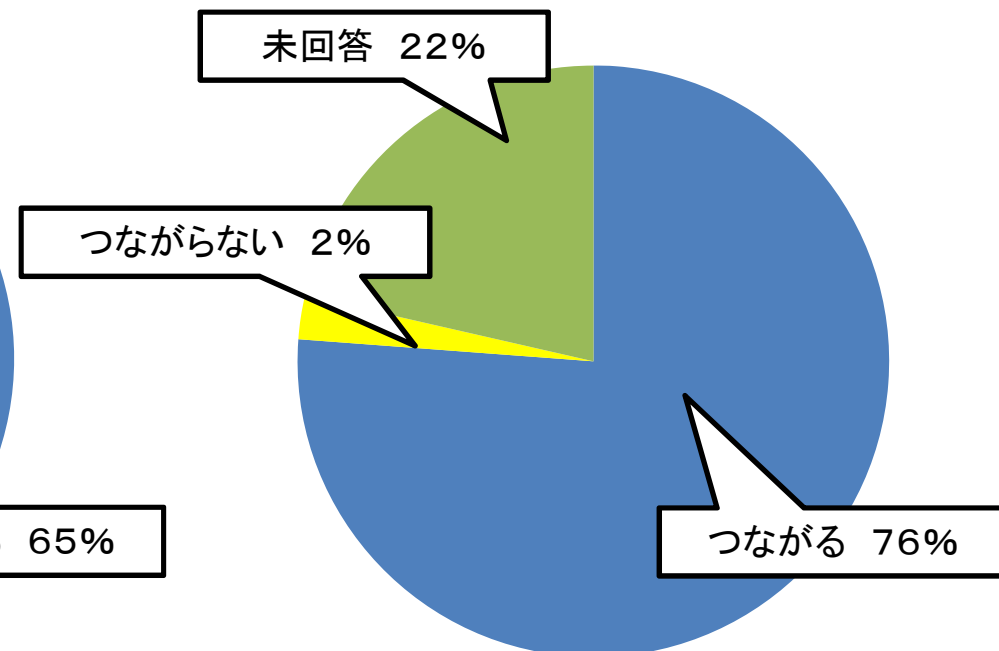
【参加人数 水道事業者等44名、民間事業者72名(30社)】

(質問) 今後の具体的なプロジェクトへの官民連携につながるとお考えですか？

水道事業者等(回答数N=32)



民間事業者(回答数N=42)



平成26年度第1回～第3回官民連携推進協議会 アンケート結果④

○官民連携を促進するために必要な民間事業者を求める 情報・役割について (水道事業者等からの主な回答)

- ・PFIの具体的な提案(詳細なプロセス等)。
- ・企画構想、意思決定、募集、事業実施の各段階でのアドバイス。
- ・民間事業者の「実力、能力」を知りたい。
- ・民間事業者には、実際に行った他の自治体での事業について、具体的な事例や費用対効果などを積極的に提供してほしい。
- ・行政の補完だけでなく、行政の代替可能なシステムの提案。
- ・初歩的な相談ができる窓口を企業単位ではなく、協会等でもらいたい。

平成26年度第1回～第3回官民連携推進協議会 アンケート結果⑤

○官民連携を促進するために必要な水道事業者等に求める 情報・役割について (民間事業者からの主な回答)

- ・官民連携の希望の有無をとりまとめて公表。
- ・水道事業者が持っている技術の情報(職員含む)、連携を進めるための具体的な方針。
- ・PPP/PFIにおいて民間企業に求めることを具体的に提示いただきたい。
- ・官民連携の将来計画をロードマップの形で開示してほしい。
- ・施設老朽化、職員数減への対応方針を発信してほしい。
- ・現状の取り組み状況を教えてもらえれば、その状況に合わせたアドバイスが可能。

PPP/PFI事業の現状及び国の動き

水道事業におけるPFIの現在までの導入状況（12件）

事業名	金町浄水場常用発電 PFIモデル事業	朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業	寒川浄水場排水処理施設特定事業
事業概要	電力及び蒸気供給等	電力及び蒸気供給等	脱水ケーキの再生利用等
事業主体	東京都水道局	東京都水道局	神奈川県企業庁
事業規模	約253億円	約540億円	約150億円
開始時期	H12～（20年間）	H16～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BOO	BOO	BTO
事業名	大久保浄水場排水処理施設等 整備・運営事業	ちば野菊の里浄水場 排水処理施設（PFI事業）	知多浄水場始め4浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	発生土の有効利用等	発生土の有効利用等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	埼玉県企業局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約242億円	約90億円	約95億円
開始時期	H20～（20年間）	H19～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	川井浄水場再整備事業	北総浄水場排水処理施設設備 更新等事業	豊田浄水場始め6浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	膜ろ過施設の設計・施工・運転等	排水処理施設の更新・維持・運転等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	横浜市水道局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約265億円	約76億円	約138億円
開始時期	H26～（20年間）	H23～（20年間）	H23～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	夕張市上水道第8期拡張計画 に係るPFI事業	男川浄水場更新事業	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び 常用発電等施設整備・運営事業
事業概要	新浄水場の設計・施工・運転等	新浄水場の建設・保守点検等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	夕張市	岡崎市水道局	愛知県企業庁
事業規模	約48億円	約110億円	約89億円
開始時期	H24～（20年間）	H30～（20年間）※25契約締結	H27～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO

（各水道事業者のホームページ、実施方針、特定事業の選定、事業者選定結果等より抜粋）

水道事業におけるPFIの導入事例

寒川浄水場排水処理施設 特定事業 (神奈川県企業庁)



【特徴】

- 老朽化した排水処理施設(脱水施設)の更新に当たり、民間企業が施設の設計、建設、維持管理、運営、脱水ケーキの再生利用を実施。

川井浄水場再整備事業 (横浜市水道局)



【特徴】

- 日本で初めて浄水場施設全体の更新と運営・管理をPFI方式で実施。
- 国内最大の膜ろ過施設。(セラミック膜)
- 太陽光発電で浄水場の電力を賄い、CO2削減。

朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業 (東京都水道局)



【特徴】

- 常用発電設備(コージェネレーションシステム)を民間企業が建設・運営。
- 平常時には、電力及び熱(蒸気)を、震災時には電力を供給。
水道事業者は事業契約に基づき、電力等の購入代金を支払う。

政府によるコンセッション方式導入に向けた動き(H26)

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、**上水道6件**、下水道6件、道路1件)を明記。

従来型PFI事業

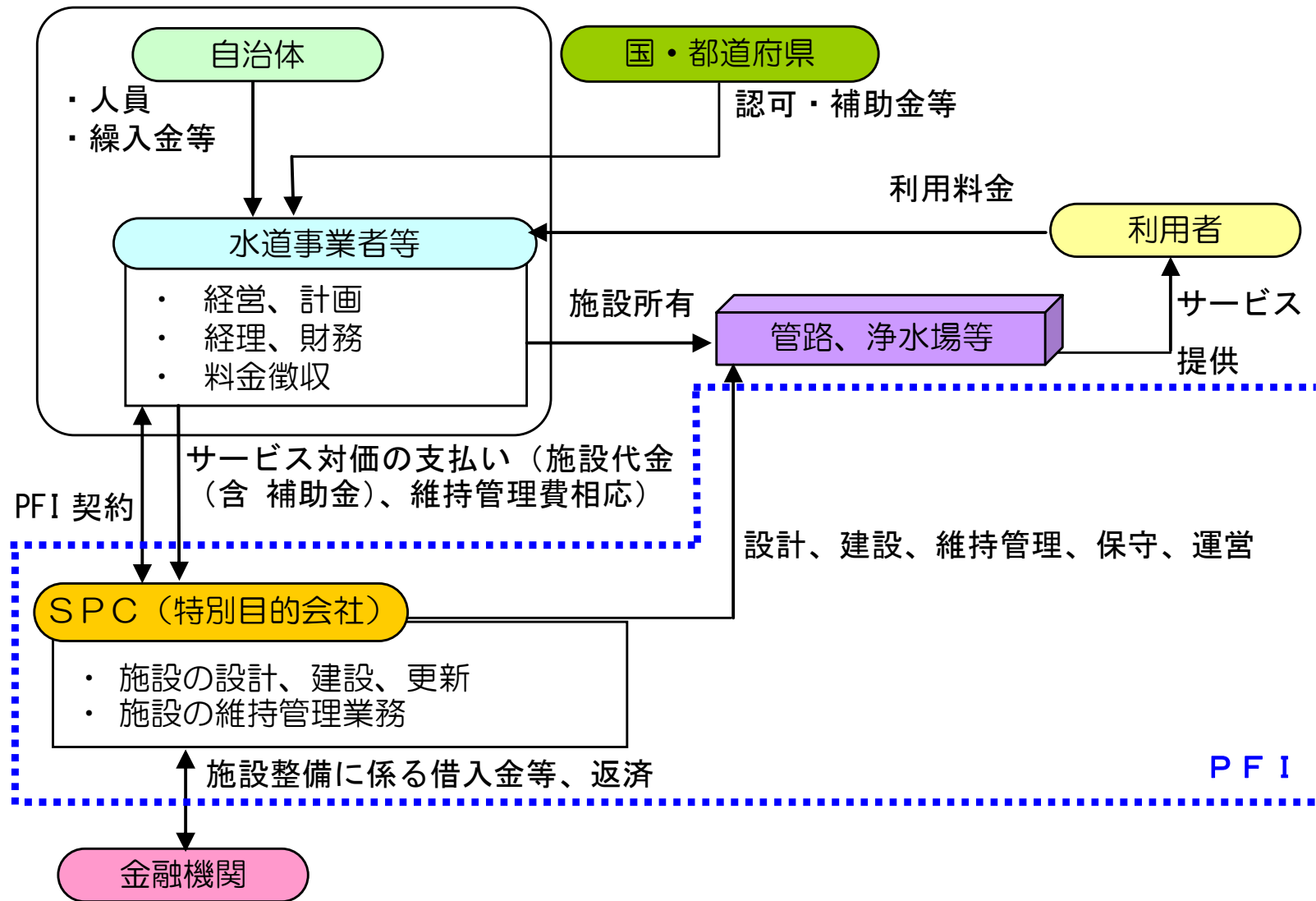


図 従来型PFI事業の場合のスキーム図

公共施設等運営権(コンセッション)

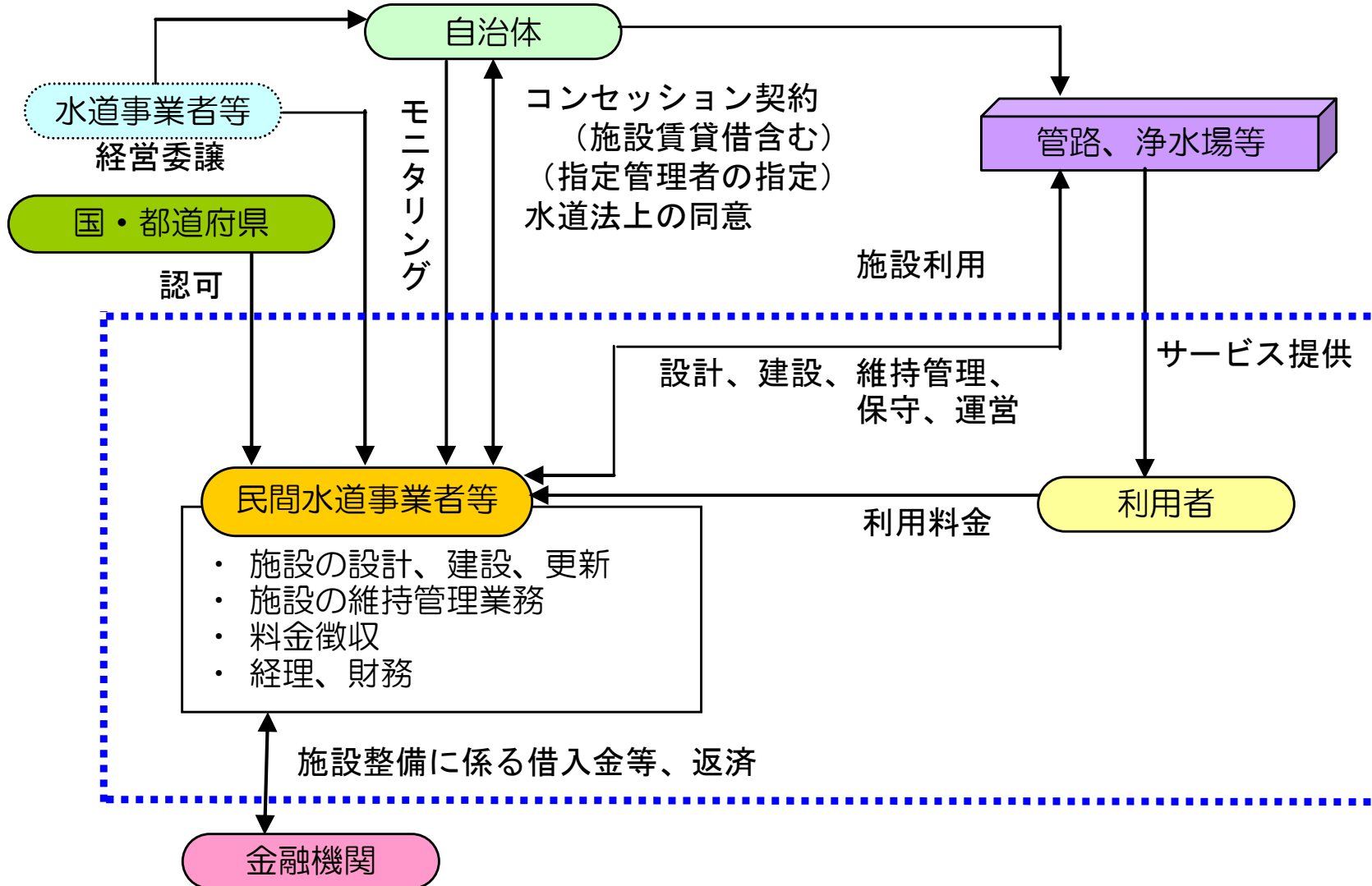


図 公共施設等運営権(コンセッション)の場合のスキーム図

コンセッション方式の検討が進む分野/事業

(内閣府作成資料)

空港

関西国際空港・大阪国際空港

- 可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッション方式によるPFI事業を行うため、これに向けたマーケットサウンディング、仕組みの詳細検討、選考手続等の着実な実施。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

仙台空港

- 国管理空港等におけるコンセッション導入に向けた民活空港運営法の施行(平成25年7月)後、同年11月には基本方針を公表し、仙台空港についてマーケットサウンディングを開始。
- 平成27年度中にも最長65年間に及ぶコンセッションを開始すべく、本年4月に実施方針を公表。

水道

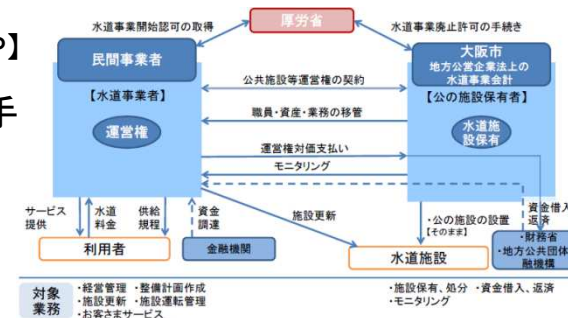
水道事業における官民連携に関する手引き

【大阪市HP】

- 水道事業にコンセッションを導入する場合の検討ポイントや実施手順等を規定(平成26年3月策定)。

大阪市水道局

- 平成27年度中の水道事業のコンセッション化をめざし、運営計画等を含む基本方針を公表(平成26年4月)。



下水道

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン

- 下水道事業にコンセッションを導入する場合のスキーム等を規定(平成26年3月策定)。
- モデルとなる地方公共団体の事例を元に、要求水準や実施契約等の考え方を具体化し、ガイドラインへ反映予定(今年度中目途)。

道路

地方道路公社の有料道路事業

- 公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」(平成26年5月構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

水道関係予算

水道事業における官民連携(PPP/PFI)推進に向けた取組

【平成27年度予算措置】

コンセッション方式を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件を対象として、以下の支援を実施。

・地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業

(生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)の内数、実施主体:地方公共団体)

※本事業にかかる地方負担については、地方交付税措置が講じられる予定。

・地方公共団体における官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施

(官民連携等基盤強化支援事業費 0.1億円、実施主体:国)

上記支援事業を活用して、官民連携の導入に向けた調査の実施を希望する地方公共団体におかれては、厚生労働省水道課水道計画指導室までご一報願います。

また、本件にかかるご相談、ご質問についても同室まで連絡願います。

【水道施設整備におけるPFI事業の補助対象の拡大】

・従来はBTO方式のみ対象としていたところであるが、平成27年度より、水道施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)において、BOT方式も対象に拡大。

平成27年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 平 予 算 額 A	平成27年度 平 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	(86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡 易 水 道	(27,465) 13,853	(16,155) 14,155	302	102.2
上 水 道	(43,590) 11,513	(12,701) 11,201	△ 312	97.3
指導監督事務費等	(91) 91	(100) 100	9	109.9
災害復旧費	(752) 350	(561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	(26,500) 5,000	5,000	—
東日本大震災	(14,923) 14,923	(16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(71,146) 25,457	(55,457) 30,457	5,000	119.6

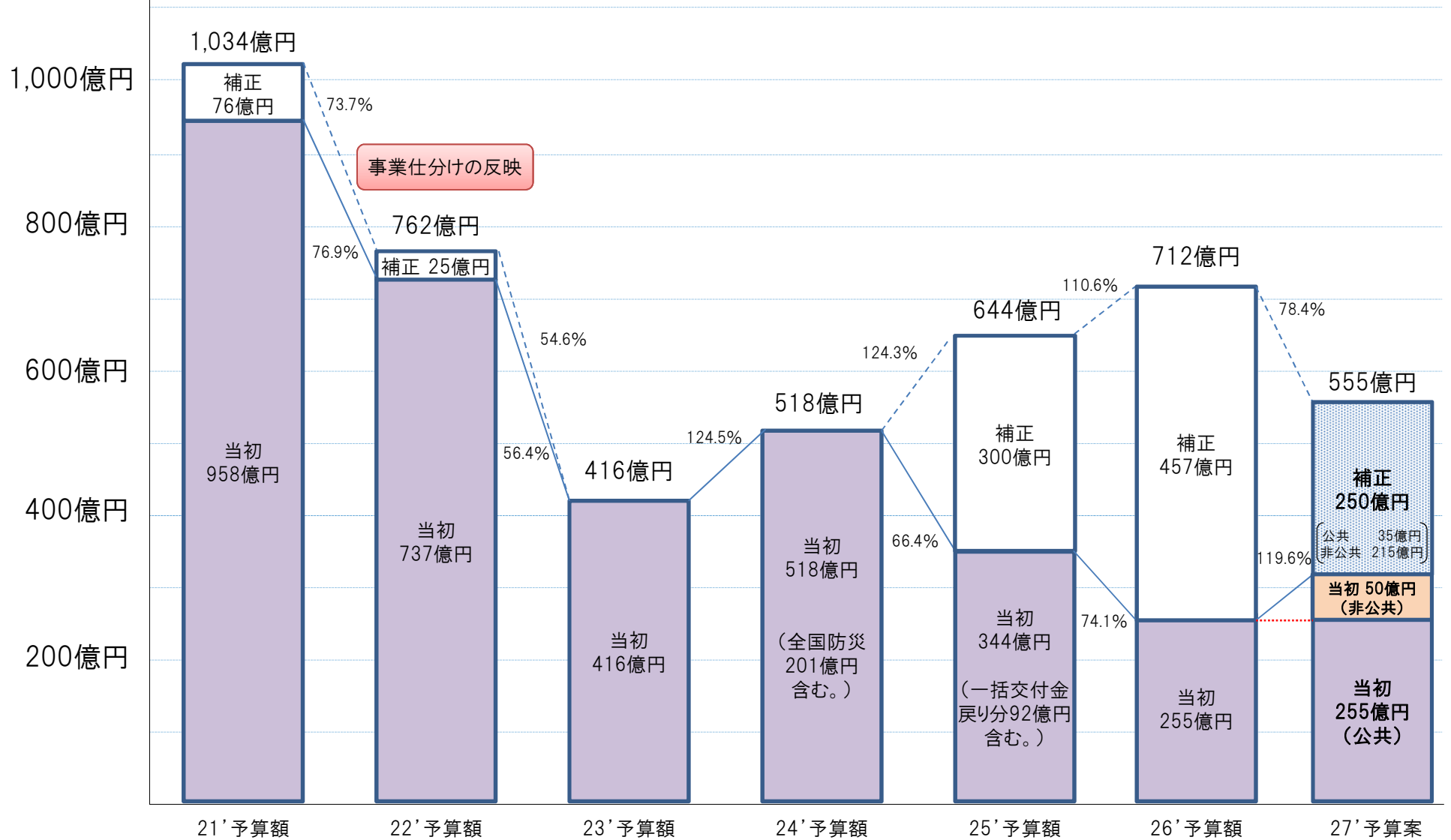
注1) : 厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2) : 平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3) : 平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算案を含む。

注4) : 百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成27年度)



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

平成27年度水道施設整備関係予算案事業概要

1. 水道施設整備費補助

27年度予算案：255億円（うち厚生労働省計上分：146億円）

26年度予算額：255億円（うち厚生労働省計上分：146億円）

ダム等の水道水源開発や病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

新2. 生活基盤施設耐震化等交付金（仮称）（厚生労働省計上）

27年度予算案：50億円

26年度予算額：一億円

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県（都道府県がとりまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき、耐震化対策等に要する経費の一部を交付）

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

（参考）平成26年度補正予算案

水道施設の耐震化対策等

250億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施する耐震化を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。

水道施設災害復旧事業

2億円

平成26年8月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

3. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）

27年度予算案：165億円

26年度予算額：149億円

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助率】80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、1/2



背景・目的

水道事業は、主に水の移送に年間約80億キロワット(全国の電力の約0.8%)を消費しているが、中小規模の水道施設ではエネルギー使用効率が悪く、また、水運用では夜間等流量が減少する時間帯に末端圧力が不要に高い等の課題がある。

本事業は、社会システムの減エネを進めるため、エネルギー使用効率の悪い水道施設の設備更新に併せて、高効率設備や、末端圧力を計測してポンプのエネルギー消費を制御する設備を導入し、電力使用量の削減を図ることを目的とする。また、未利用圧力については、小水力発電設備等を導入するなど再生可能エネルギーの導入促進を図るものである。

事業スキーム

補助対象:水道事業者等 補助割合:1/2 実施期間:平成25年度~平成29年度

事業概要

上水道システムにおいてエネルギー消費を削減するため、水道施設の更新に際し、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入等を支援する。

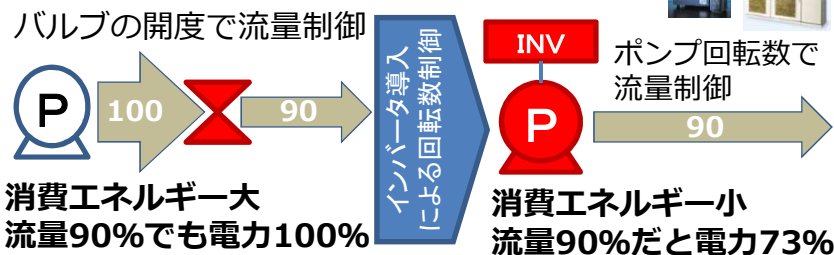
事業目的・概要等

期待される効果

水道事業における未利用エネルギーを有効に活用することで、消費エネルギー・CO2排出を削減し、次世代型のインフラ整備を促進する。

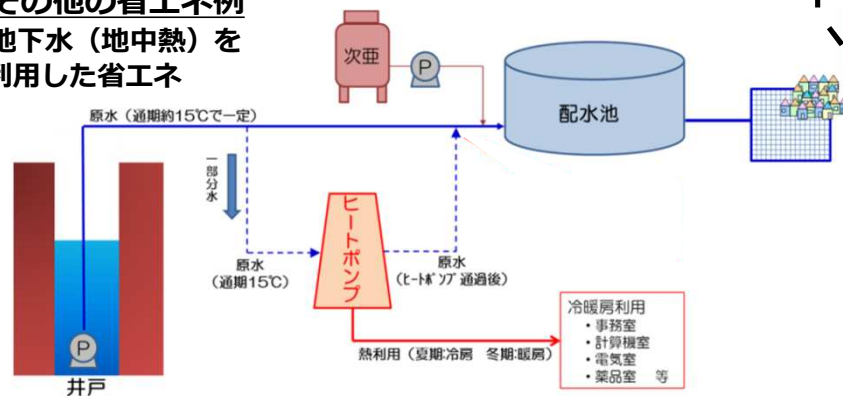
イメージ

●ポンプへのインバータ導入による省エネ例

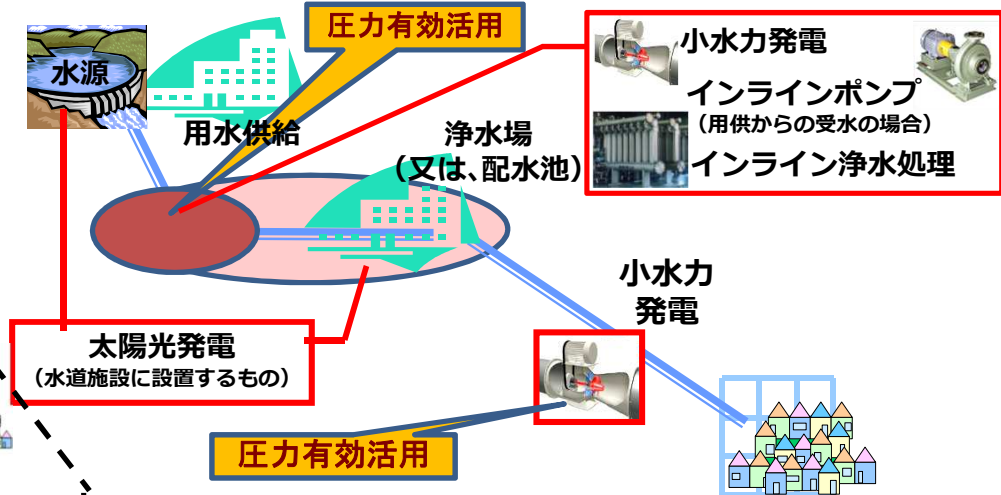


●その他の省エネ例

地下水(地中熱)を利用した省エネ



●未利用圧力の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー導入例



高い標高の水源等の水を浄水場等に取り込む際、通常は圧力を開放する。(圧力のロス)

→密閉(インライン)のまま、小水力発電・送水動力・浄水処理エネルギーに活用。

水道事業の国際展開

水道産業の国際展開にかかる厚生労働省の取組

厚生労働省では、案件形成段階から、官民が密接に連携して相手国に参与し、日本企業の受注を後押しするため、東南アジアを中心とする途上国においてセミナーや現地調査等を実施しています。

来年度も実施する予定ですので、関心のある民間企業や水道事業者等の積極的な参加をお待ちしています。

◆水道セミナー及び現地調査：

相手国の水道事業関係者を対象に水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業をPRするとともに、海外案件の発掘のため本邦企業による現地調査を行い、現地政府、水道事業者等に日本型水道システムの導入を提案。

【平成26年度】ラオス（写真上段）

インドネシア（写真下段）
ベトナム



水道セミナー会場



ラオス公共事業省ブンチャン大臣表敬



インドネシア公共事業省との協議



急速ろ過の既設浄水場視察

◆官民連携型案件発掘調査：

施設、設備導入や水道事業への参入につなげるため、本邦の水道事業者と民間企業が共同で行う案件発掘調査を支援。 【平成26年度】ベトナム 2件

民間企業
施設の設計・建設
高度な水処理技術



地方自治体
水道事業運営
ノウハウ

ご静聴ありがとうございました

(以下 参考資料)

官民連携推進協議会の開催状況①

平成22年度

	開催日	開催場所	参加人数	
			水道事業者	民間事業者
第1回	H22. 12. 3	仙台市	47名	59名(22社)
第2回	H23. 1. 21	さいたま市	78名	115名(42社)
第3回	H23. 1. 28	名古屋市	61名	64名(21社)

平成23年度

第1回	H23. 11. 10	広島市	59名	45名(16社)
第2回	H23. 11. 24	福岡市	53名	55名(22社)
第3回	H23. 12. 13	さいたま市	60名	85名(33社)

官民連携推進協議会の開催状況②

平成24年度

	開催日	開催場所	参加人数	
			水道事業者	民間事業者
第1回	H24. 7. 26	札幌市	36名	60名(24社)
第2回	H24. 9. 19	郡山市	27名	51名(26社)
第3回	H24. 10. 9	仙台市	21名	94名(37社)
第4回	H24. 10. 24	盛岡市	37名	74名(33社)
第5回	H24. 12. 13	大阪市	42名	86名(36社)

平成25年度

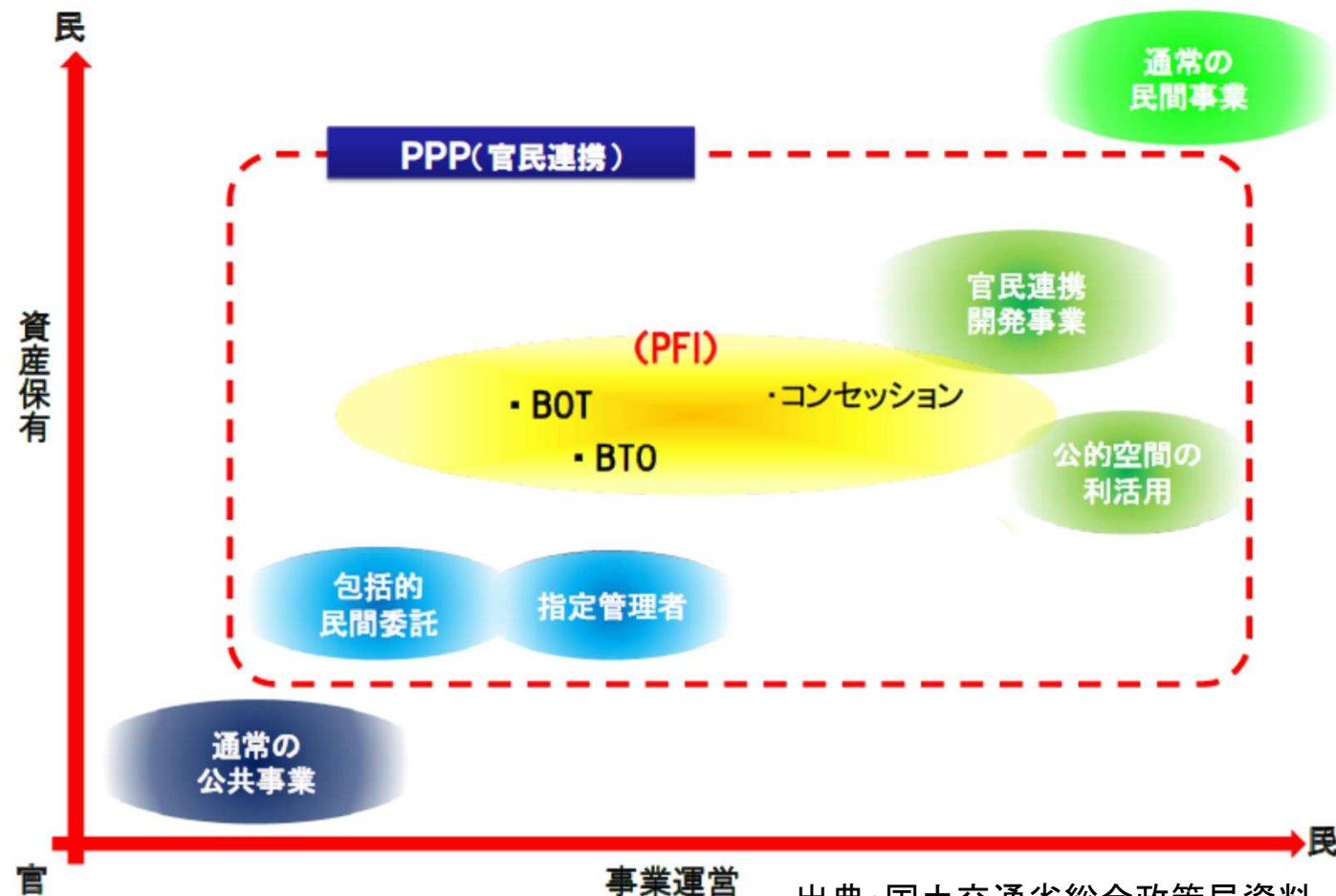
第1回	H25. 7. 24	札幌市	57名	61名(24社)
第2回	H25. 9. 27	東京都	39名	64名(27社)
第3回	H25. 11. 15	大津市	52名	60名(24社)
第4回	H26. 2. 13	高松市	39名	71名(27社)

※ 平成26年度は、東京・新潟・仙台・福岡で開催。

PPP(Public Private Partnership)とは

(内閣府作成資料)

行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



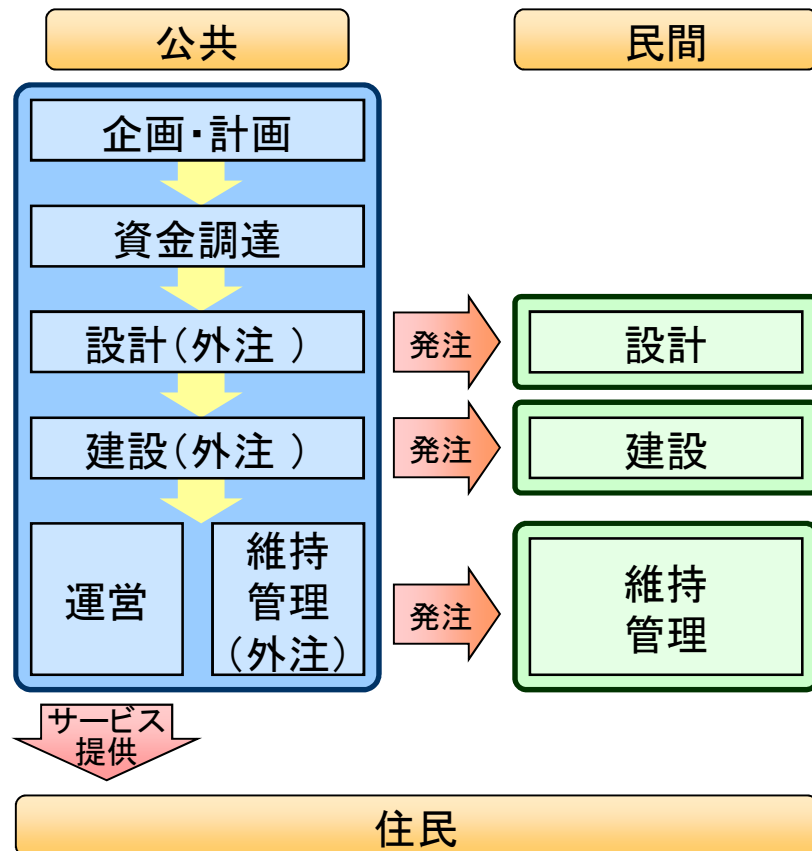
出典:国土交通省総合政策局資料

PFI(Private Finance Initiative)とは①

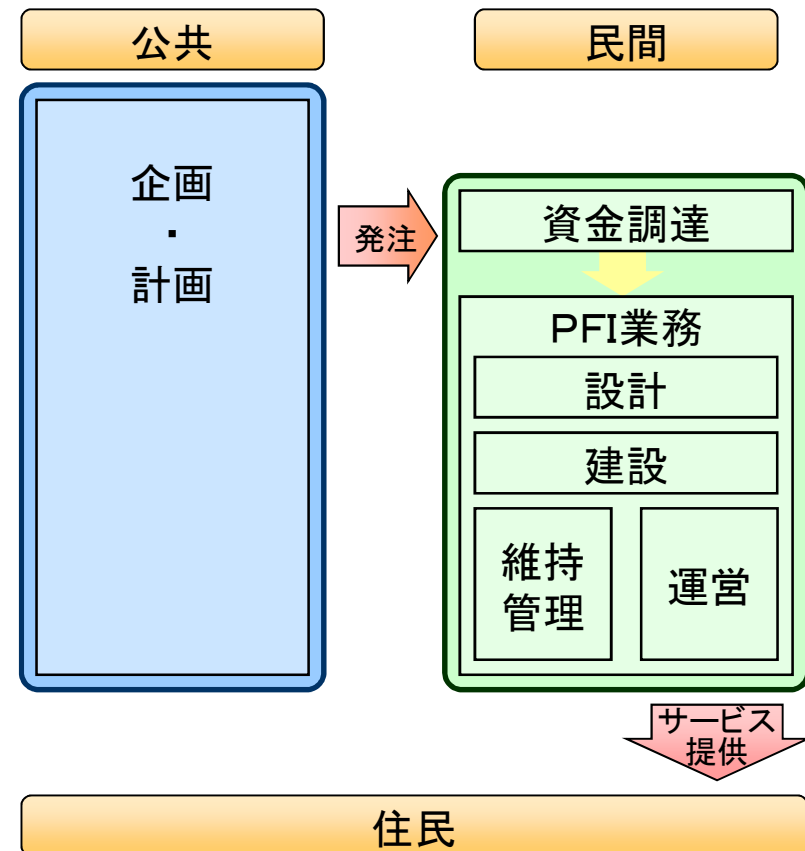
(内閣府作成資料)

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- PFI法に基づき実施。

従来型公共事業



PFI事業



PFI(Private Finance Initiative)とは② (PFI法の概要)

(内閣府作成資料)

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施する認可法人

PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式

公共施設等の管理者等

選定事業者

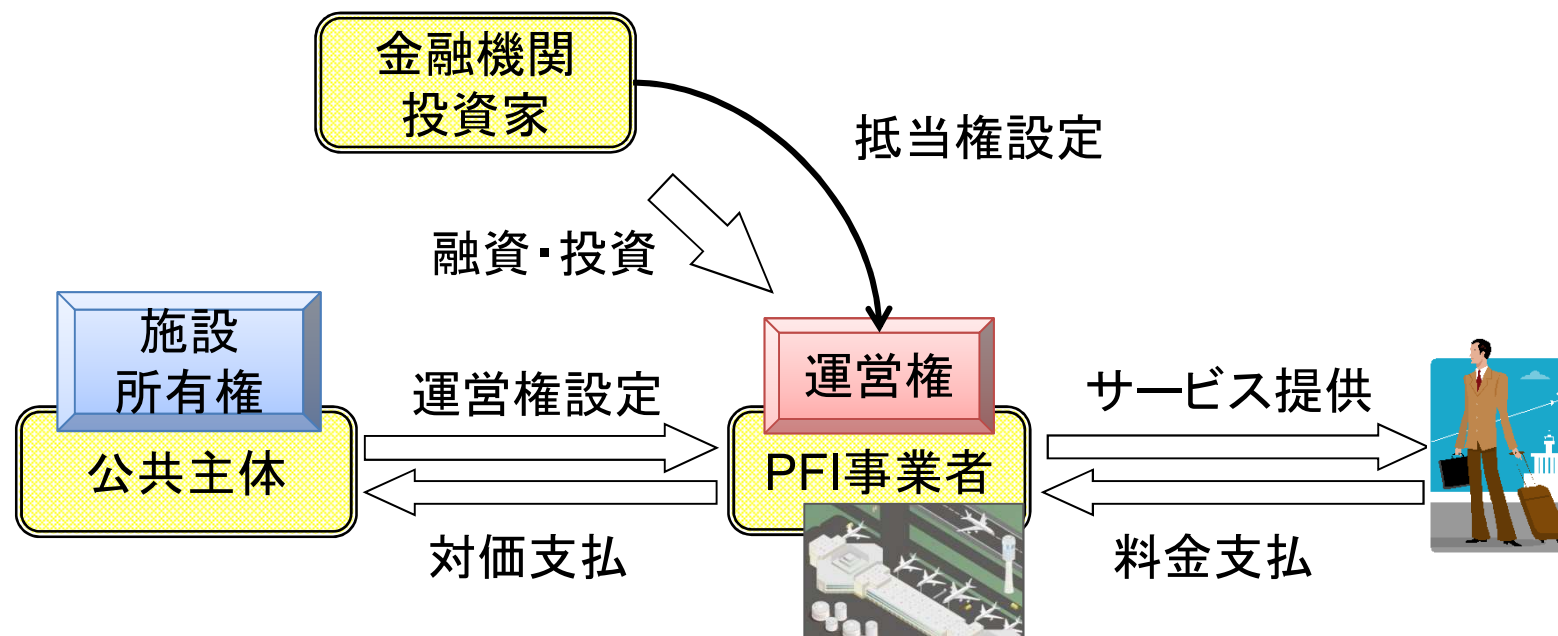
支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

コンセッション方式(公共施設等運営権方式)とは

(内閣府作成資料)

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン①

(内閣府作成資料)

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

: 3～4兆円

<具体的取組>

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

次に続く ⇒

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン②

(内閣府作成資料)

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

< 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

< (1)~(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた 各種補助金・交付金の重点化 等

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

集中強化期間の取組方針①

(内閣府作成資料)

◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1) 事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

次に続く ⇒

集中強化期間の取組方針②

(内閣府作成資料)

○ 重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備 等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

(iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

①集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）②

（内閣府作成資料）

②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

④運営権事業推進のための体制強化

- ・関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。